

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年1月31日付「保医発0131第3号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記の項目につき検体検査実施料が平成30年2月1日より適用されましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

保医発0131第3号 (H30.2.1)

—平成30年2月1日より適用—

項目名	実施料 (区分)	判断料	備考
遊離カルニチン	95点 (D007-24)	生化学的検査(I) 144点	注)
総カルニチン	95点 (D007-24)	生化学的検査(I) 144点	注)

注) イ 本検査は、酵素サイクリング法により測定した場合に算定する。

ウ 本検査を先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のために実施する場合は、月に1回を限度として算定する。

エ 静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助若しくは経過観察のために、本検査を実施する場合は、6月に1回を限度として算定する。

オ 同一検体について、本検査と区分番号「D010」特殊分析の「8」先天性代謝異常症検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

カ 本検査の実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。

■臨床的意義

カルニチンは血中、組織内を問わず脂肪酸のアシル基と結合したアシルカルニチンと結合しない遊離カルニチンの形で存在し、長鎖脂肪酸が酸化のため組織中のミトコンドリアマトリックス内に輸送されるのに不可欠である。遊離カルニチンの不足である先天性のカルニチン欠乏症は、L-カルニチン経口投与により治療可能な先天性疾患である。また、高カロリー輸液において、長期の経静脈栄養では、カルニチン欠乏症となることがある。

本検査は、先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察および静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助若しくは経過観察に有用である。

以上

* 収載項目についての詳細は担当営業部員または下記へお問合せ下さい。

インフォメーション：029-837-2721(代)

2018-B-002